

少 林 寺 拳 法 競 技

1. 期 日 令和4年11月13日(日) 開始時間 10:00
2. 会 場 西諫早ふれあい広場 全館
3. 競技種目 <郡市対抗>
 - ①一般四段以上の部 ②一般三段の部 ③一般二段の部 ④一般初段の部
 - ⑤一般段外の部 ⑥壮年の部(A) ⑦壮年の部(B) ⑧女子の部
 - ⑨一般団体の部 ⑩親子の部 ⑪単独演武段外の部
 - ⑫単独演武有段の部 ⑬単独演武壮年の部
4. 競技規定
 - (1) 競技規則・審判規則については(一財)少林寺拳法競技規則並びに審判規則に基づく。
 - (2) 出場種目は、一人一種目とする。(一般団体の部を除く)
 - (3) 出場種目は、郡市協会内の組合せとする。
 - (4) 防具の使用については、胴のみ可とする。
5. 競技規則
 - (1) 演武内容については、全ては自由組演武とする。
 - (2) 種目については、資格に応じた範囲とする。
 - (3) 演武時間は1分30秒から2分とする。
但し、親子の部は年齢に限らず、1分～1分30秒とする。
 - (4) 団体演武においては、6名～8名の構成とする。
6. 予選方法 郡市の予選会で最優秀(1位)のみの出場とする。
7. 参加資格
 - (1) 長崎県少林寺拳法連盟会員及び準会員(実業団、世界連合等)とする。
 - (2) 学生連盟においては、原則として競技に参加できない。
 - (3) 各種別の年齢区分は以下のとおりとする。
 - ① 成年:平成14年4月1日以前に生まれた者であること。
 - ② 壮年:
50歳以上とし、Aは両者50歳以上、Bは両者60歳以上とする。
〔 A:昭和47年4月1日以前に生まれた者であること
B:昭和37年4月1日以前に生まれた者であること〕
 - ③ 親子:子どもまたは孫とし、年齢は中学生以下とする。
 - (4) 一般団体の部のみの出場も可とする。
 - (5) 出場予定市町に令和4年4月30日現在で住民登録をしている者。
8. 表 彰
 - (1) 種目別3位(最優秀・優秀・優良)までに、賞状を授与する。
 - (2) 総合3位まで表彰する。
9. 申込方法 大会要項による。
 - ① 郡市対抗競技については、各郡市体育・スポーツ協会に申し込むこと。
10. その他 各郡市体育・スポーツ協会に報告したのちの出場者の変更については、直接、長崎県少林寺拳法連盟 長崎県民大会事務局へ連絡すること。